

業務取扱要領

50001－54000 雇用保険給付関係
(一般求職者に対する求職者給付)

厚生労働省職業安定局雇用保険課

目 次

50001-	第1	離職票の受理	1
50100			
50001-	1	離職票の受理	1
50050			
50001	(1)	離職票受理の安定所	1
50002	(2)	離職票を所持して初めて安定所に出頭し、基本手当の支給を受けようとする者の取扱い	1
50003	(3)	離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理	2
50004	(4)	離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認	6
50005	(5)	離職票と求職票との照合	6
50006	(6)	離職者の記名押印が省略されている旨の記載のある離職票等の受理	6
50007	(7)	離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡	6
50008	(8)	受理した離職票の処理	7
50101-	第2	受給資格の決定	8
50250			
50101-	1	受給資格の決定及び被保険者期間	8
50150			
50101	(1)	受給資格及び受給資格者の意義	8
50102	(2)	受給資格の決定	8
50103	(3)	被保険者期間	10
50104	(4)	2枚以上の離職票の提出があった場合の受給資格決定の要領	14
50105	(5)	船員であった者が陸上勤務者（陸上勤務者であった者が船員）になった後に離職した場合の被保険者期間の算定方法	16
50106	(6)	日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い	16
50107	(7)	日雇の受給資格調整を受けた者の受給資格の決定	16
50108	(8)	船員に係る被保険者期間の通算（船員保険制度の雇用保険への統合に伴う経過措置）	17
50151-	2	算定対象期間及び受給要件の緩和	26
50200			
50151	(1)	概要	26
50152	(2)	受給要件の緩和が認められる理由	26
50153	(3)	受給要件の緩和が認められる日数	27
50154	(4)	2枚の離職票を提出した場合の受給要件の緩和	32
50155	(5)	受給要件を緩和できる理由等の確認	33
50201-	3	受給資格の決定に伴う事務処理	34
50250			
50201	(1)	資格喪失の確認を受けていない場合の措置	34

50202	(2)	受給資格の仮決定	34
50203	(3)	離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置	35
50204	(4)	算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上ない場合の措置	35
50205	(5)	受給期間が経過した後に離職票が提出された場合の措置	36
50206	(6)	就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置	36
50207	(7)	受給資格の決定に伴う事務処理	36
50251-			
50300	第3	受給期間及び受給期間の延長	37
50251-	1	受給期間	37
50260			
50251	(1)	原則	37
50261-	2	受給期間の延長	38
50270			
50261	(1)	概要	38
50271-	3	法第20条第1項の受給期間の延長	38
50280			
50271	(1)	受給期間の延長が認められる理由	38
50272	(2)	受給期間が延長される日数	40
50273	(3)	受給期間の延長申請の手續	42
50274	(4)	延長申請書の審査	43
50275	(5)	受給期間延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理	44
50281-	4	法第20条第2項の受給期間の延長	48
50290			
50281	(1)	受給期間の延長が認められる理由	48
50282	(2)	受給期間が延長される期間	49
50283	(3)	受給期間の延長申請の手續	50
50284	(4)	延長申請書の審査	50
50285	(5)	受給期間延長通知書の交付及び離職票等の処理	50
50286	(6)	法第20条第2項の受給期間の延長が認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請した場合の取扱い	51
50301-			
50400	第4	所定給付日数について	53
50301-	1	所定給付日数の決定	53
50350			
50301	(1)	所定給付日数	53
50302	(2)	算定基礎期間	54
50303	(3)	年齢の確認	65
50304	(4)	就職困難な者の確認	65
50305	(5)	特定受給資格者の範囲	67
50305-2	(5-2)	特定理由離職者の範囲	77

50306	(6)	特定離職者及び特定受給資格者の決定手続	80
50307	(7)	削除	81
50307-2	(7-2)	削除	81
50308	(8)	所定給付日数の決定に伴う事務処理	82
50309	(9)	特定理由離職者及び特定受給資格者に係る暫定措置の整理	83
50401-			
50600	第5	賃金日額の算定の基礎となる賃金の範囲	84
50401-	1	賃金の範囲	84
50450			
50401	(1)	賃金の意義	84
50402	(2)	賃金の定義	84
50403	(3)	賃金の範囲に算入される現物給与	84
50404	(4)	現物給与の評価	85
50451-	2	賃金日額の算定の基礎となる賃金	85
50500			
50451	(1)	賃金日額の算定の基礎となる賃金	85
50452	(2)	「臨時に支払われる賃金」の意義	85
50453	(3)	「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」の意義	85
50454	(4)	「特別の賃金」の意義	86
50501-	3	賃金の解釈	87
50550			
50501	(1)	賃金と解されるものの例	87
50502	(2)	賃金と解されないものの例	89
50503	(3)	賃金日額の算定の基礎に算入されないものの例	90
50504	(4)	特別の取扱いをするもの	90
50601-	第6	基本手当日額の決定	92
50900			
50601-	1	賃金日額の算定方法	92
50650			
50601	(1)	原則	92
50602	(2)	月給者の場合（離職票－2 ㊟ <input type="checkbox"/> A 欄に賃金額が記載されている場合） の計算	99
50603	(3)	日給者の場合の計算	100
50604	(4)	賃金形態に変更がある場合（異なる賃金月について離職票－2 ㊟ A B 両欄に賃金額が記載されている場合）	101
50605	(5)	賃金締切日の変更の場合	103
50606	(6)	賃金締切日に変更され、元の賃金締切日に戻った場合	105
50607	(7)	一般の離職票と短期の離職票により受給資格を決定した場合	107
50608	(8)	週払の場合	110
50609	(9)	未払賃金がある場合	111
50610	(10)	特別の賃金がある場合	111

50611	(11)	賃金日額の算定が困難な場合又は賃金日額とすることが適当でない と認められる場合	112
50612	(12)	2枚の離職票の提出があった場合の賃金日額の算定方法	117
50613	(13)	賃金日額の算定を行う場合のその他の留意事項	118
50614	(14)	船員に係る賃金月額算定(平成21年厚生労働省告示第537号)	119
50615	(15)	端数処理	142
50616	(16)	賃金日額の最低額及び最高額	142
50617	(16)	自動変更対象額	142
50651-	2	削除	143
50654			
50661-	3	勤務時間短縮措置等適用時の賃金日額算定の特例	143
50664			
50661	(1)	原則	143
50662	(2)	特例措置の内容	143
50663	(3)	本特例措置の対象者	144
50664	(4)	事務取扱い	145
50671-	4	緊急対応型ワークシェアリング制度導入時の賃金日額算定の特例	155
50674			
50671	(1)	原則	155
50672	(2)	特例措置の内容	155
50673	(3)	本特例措置の対象者	156
50674	(4)	事務取扱い	157
50691-	5	昭和43年7月1日前に二重の被保険者資格を取得していた場合の賃金 日額の算定方法	158
50700			
50691	(1)	原則	158
50692	(2)	両事業所の賃金締切日が異なる場合	158
50701-	6	日雇の受給資格調整に伴う賃金日額の算定方法	158
50750			
50701	(1)	原則	158
50751-	7	賃金日額の算定に伴う事務処理	159
50800			
50751	(1)	離職票の事務処理	159
50801-	8	基本手当日額の決定及び変更	160
50850			
50801	(1)	基本手当日額の決定	160
50802	(2)	基本手当日額の変更	162

50901-	第7	失業の認定日及び支給日の決定	163
51000			
50901-	1	失業の認定日の決定	163
50950			
50901	(1)	認定日の決定	163
50951-	2	基本手当支給日の決定	164
51000			
50951	(1)	支給日の決定	164
51001-	第8	支給台帳及び受給資格者証	165
51100			
51001-	1	支給台帳の作成及び記録	165
51050			
51001	(1)	支給台帳作成の目的	165
51002	(2)	支給台帳の作成及び記録	165
51051-	2	受給資格者証の作成及び交付	167
51100			
51051	(1)	概要	167
51052	(2)	受給資格者証の作成及び記録	167
51053	(3)	作成後の処理	167
51054	(4)	受給資格者証の再作成	167
51101-	第9	待期	171
51200			
51101-	1	待期	171
51150			
51101	(1)	待期の意義	171
51102	(2)	待期日数	171
51103	(3)	待期満了と離職理由に基づく給付制限	171
51201-	第10	失業の認定	172
51600			
51201-	1	失業の認定の意義	172
51250			
51201	(1)	概要	172
51202	(2)	労働の意思	172
51203	(3)	労働の能力	172
51204	(4)	職業に就くことができない状態	173
51251-	2	失業の認定要領	173
51300			
51251	(1)	概要	173
51252	(2)	受給資格者本人であるかどうかの確認	173
51253	(3)	所定の認定日であるかどうかの確認	174

51254	(4)	労働の意思及び能力があるかどうかの確認	174
51255	(5)	就職した日又は自己の労働による収入があったかどうかの確認	182
51256	(6)	登録型派遣労働者に係る留意事項	185
51301-			
51350	3	失業認定申告書	186
51301	(1)	失業認定申告書	186
51302	(2)	失業認定申告書の事務処理	186
51351-			
51400	4	認定日の変更	190
51351	(1)	概要	190
51352	(2)	認定日変更に伴う事務処理	192
51400	(3)	土、日曜日に係る失業の認定の特例	194
51401-			
51450	5	証明書による失業の認定	195
51401	(1)	概要	195
51402	(2)	証明認定に伴う事務処理	197
51451-			
51500	6	審査結果等に基づく失業の一括認定	198
51451	(1)	概要	198
51452	(2)	支給台帳及び受給資格者証等の処理	198
51501-		求職者給付及び就職促進給付に関する事務の委嘱、受給資格者の	
51550	7	住居移転及び管轄安定所変更に伴う措置	199
51501	(1)	事務の委嘱による場合	199
51502	(2)	移管による場合	200
51503	(3)	管轄変更による場合	201
51504	(4)	委嘱、移管、管轄変更に伴う留意事項	202
51601-			
52100	第 11	基本手当の支給	203
51601-			
51650	1	基本手当の支給要領	203
51601	(1)	概要	203
51602	(2)	支給決定を行う場合の留意事項	203
51603	(3)	基本手当の支給に伴う事務処理	203
51604	(4)	受給資格者証を提出しない場合の措置	203
51651-			
51700	2	基本手当の減額	204
51651	(1)	概要	204
51652	(2)	「自己の労働による収入」の意義	204
51653	(3)	自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額	204
51654	(4)	控除額の変更	205
51655	(5)	減額支給を行う場合の留意事項	205

51701-	3	激甚災害時における求職者給付の支給の特例	208
51750			
51701	(1)	概要	208
51702	(2)	休業事業所の把握	208
51703	(3)	休業の確認	209
51704	(4)	特例基本手当の支給	212
51705	(5)	休業者の被保険者資格の再取得	217
51706	(6)	不服申立て	217
51707	(7)	様式	218
51751-	4	災害時における求職者給付の支給に関する特別措置	218
51800			
51751	(1)	概要	218
51752	(2)	特別措置の対象者	218
51753	(3)	支給等の手続	218
51754	(4)	その他の留意事項	219
51801-	5	削除	
51850			
51901-	6	巡回職業相談所における失業の認定及び基本手当の支給	222
51950			
51901	(1)	概要	222
51902	(2)	失業の認定及び基本手当の支給を行うことができる巡回職業相談所の承認	222
51903	(3)	巡回職業相談所における事務処理等	224
51951-	7	市町村長の取次ぎによる失業の認定及び基本手当の支給	225
52000			
51951	(1)	概要	225
51952	(2)	この取扱いを受けるための条件	225
51953	(3)	この取扱いを行うための手続	226
52001-	8	口座振込みによる失業等給付の支給	231
52050			
52001	(1)	概要	231
52002	(2)	口座振込みの方法による取扱いの範囲	231
52003	(3)	離職票の受理及び受給資格決定に伴う事務処理	231
52004	(4)	払渡希望金融機関の指定及び変更	232
52005	(5)	失業の認定及び支給	233
52006	(6)	口座振込受給資格者に対する年末年始における失業の認定及び失業等給付の支給	233
52007	(7)	支払方法の切替等	234
52101-	第12	給付の制限	240
52300			
52101-	1	給付制限の趣旨	240
52150			

52101	(1)	概要	240
52151-			
52200	2	法第 32 条の給付制限	240
52151	(1)	概要	240
52152	(2)	安定所の紹介する職業に就くことを拒むことが正当な理由があると認められる場合の認定基準	242
52153	(3)	公共職業訓練等の受講を拒否することが正当な理由があると認められる場合の認定基準	247
52154	(4)	職業指導拒否が正当な理由があると認められる場合の認定基準	248
52155	(5)	その拒否を給付制限理由とする職業指導	249
52156	(6)	法第 32 条の給付制限期間	249
52157	(7)	その他の留意事項	250
52158	(8)	法第 32 条の給付制限を行う場合の事務処理	251
52201-			
52250	3	法第 33 条の給付制限	253
52201	(1)	概要	253
52202	(2)	「自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇」として給付制限を行う場合の認定基準	254
52203	(3)	「正当な理由がない自己の都合による退職」として給付制限を行う場合の認定基準	256
52204	(4)	削除	261
52205	(5)	法第 33 条の給付制限期間	261
52206	(6)	給付制限に伴う受給期間の延長	265
52207	(7)	法第 33 条の給付制限処分を行う時点及び事務処理	265
52251-			
52300	4	給付制限の競合、取消し及び給付制限後の措置	266
52251	(1)	給付制限の競合	266
52252	(2)	給付制限の取消し等	266
52253	(3)	給付制限後の措置	266
52301-			
52700	第 13	給付日数の延長	267
52301-			
52350	1	概要	267
52351-			
52400	2	訓練延長給付	267
52351	(1)	概要	267
52352	(2)	延長給付の適用を受ける者	267
52353	(3)	公共職業訓練等を受けるために待期している者に対する延長給付	267
52354	(4)	公共職業訓練等を受講している者に対する延長給付	268
52355	(5)	公共職業訓練等を受け終わった者に対する延長給付	269
52356	(6)	延長給付に係る基本手当の支給	271

52357	(7)	支給台帳の処理	271
52358	(8)	受給資格者証の処理	271
52401－	3	広域延長給付	272
52450			
52401	(1)	概要	272
52402	(2)	炭鉱離職者臨時措置法との関係	272
52403	(3)	広域職業紹介活動に係る指示	272
52404	(4)	広域延長措置の実施	273
52405	(5)	広域延長措置に係る延長給付の打切り	273
52406	(6)	広域職業紹介適格者の認定	273
52407	(7)	受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることを 適当と認定する場合の基準	273
52408	(8)	広域延長措置に係る地域に移転してきた受給資格者の取扱い	274
52409	(9)	広域延長措置に係る地域に移転した受給資格者の当該移転について 「特別の理由」があると認定する基準	275
52410	(10)	対象者の決定	275
52411	(11)	広域延長措置の適用を受けている者が就職し、広域延長措置の指定 期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	276
52412	(12)	指定地域に移転後の広域延長給付に係る基本手当の支給	276
52413	(13)	支給台帳の処理	277
52414	(14)	受給資格者証の処理	277
52451－	4	全国延長給付	278
52500			
52451	(1)	概要	278
52452	(2)	全国延長措置の実施	278
52453	(3)	全国延長措置に係る延長給付の打切り	278
52454	(4)	全国延長措置の適用を受けている者が就職し、全国延長措置の指定 期間内に離職して求職の申込みをした場合の取扱い	279
52455	(5)	支給台帳の処理	279
52456	(6)	受給資格者証の処理	279
52471－	5	個別延長給付	280
52500			
52471	(1)	個別延長給付の適用を受ける者	280
52472	(2)	個別延長給付の決定	284
52473	(3)	延長給付日数及び受給期間	285
52474	(4)	個別延長給付に係るその他留意事項	286
52475	(5)	支給台帳の処理	286
52476	(6)	受給資格者証の処理	286
52477	(7)	その他留意事項	287
52501－	6	2以上の延長給付の措置が行われた場合の調整	288
52550			
52501	(1)	各延長給付を行う場合の優先度	288

52502	(2)	各延長給付に係る受給期間及び支給日数	289
52551-			
	7	給付日数を延長した場合の給付制限	293
52600			
52551	(1)	終了後手当の支給、広域延長給付又は全国延長給付を受けている 場合の給付制限	293
52552	(2)	訓練延長給付（終了後手当の支給を除く。）を受けている場合の 給付制限	293
52553	(3)	法第 29 条の給付制限を行う場合の事務処理	293
52701-			
52800	第 14	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	294
52701-			
52750	1	安定所長の指示による公共職業訓練等受講の場合の措置	294
52701	(1)	概要	294
52702	(2)	公共職業訓練等	294
52703	(3)	公共職業訓練等の受講指示	295
52704	(4)	受講指示に関する連絡	295
52705	(5)	受講届及び通所届の提出	295
52706	(6)	受講届を受理した場合の事務処理	296
52707	(7)	通所届を受理した場合の事務処理	297
52708	(8)	公共職業訓練等受講者に対する基本手当等の支給	297
52801-			
53000	第 15	技能習得手当及び寄宿手当	304
52801-			
52850	1	概要	304
52801	(1)	概要	304
52802	(2)	公共職業訓練等及び受講指示	304
52851-			
52900	2	技能習得手当の支給	304
52851	(1)	受講手当の支給要件	304
52852	(2)	受講手当の支給額	304
52853	(3)	通所手当の支給要件	304
52854	(4)	通所手当の支給額	305
52901-			
52950	3	寄宿手当の支給	309
52901	(1)	寄宿手当の支給要件	309
52902	(2)	寄宿手当の支給額	310
52951-			
53000	4	技能習得手当及び寄宿手当の支給に伴う事務処理	310
52951	(1)	技能習得手当及び寄宿手当の支給並びに支給日	310
52952	(2)	技能習得手当及び寄宿手当の支給手続	310
53001-			
53100	第 16	傷病手当の支給	312

53001-	1	傷病手当の支給	312
53050			
53001	(1)	概要	312
53002	(2)	傷病手当の支給対象者	312
53003	(3)	傷病手当の支給対象日	313
53004	(4)	傷病手当の支給日数	314
53005	(5)	傷病手当の日額	315
53006	(6)	傷病の認定	315
53007	(7)	傷病手当の支給	316
53008	(8)	傷病手当支給申請書の事務処理	317
53009	(9)	支給台帳及び受給資格者証の処理	317
53101-	第 17	未支給失業等給付の支給	320
53200			
53101-	1	未支給失業等給付の支給	320
53150			
53101	(1)	概要	320
53102	(2)	未支給失業等給付の支給対象者	320
53103	(3)	未支給失業等給付の支給対象日	321
53104	(4)	未認定の未支給失業等給付に係る失業の認定等	321
53105	(5)	未支給失業等給付の支給手続	322
53106	(6)	未支給失業等給付請求書の事務処理	325
53107	(7)	未支給失業等給付の支給に係る不正受給の取扱い	325
53108	(8)	支給台帳及び受給資格者証の処理	325
53201-	第 18	解雇の効力等について争いがある場合の措置	327
53400			
53201-	1	概要	327
53250			
53251-	2	解雇の効力等について争いがある場合の資格喪失の確認	327
53300			
53251	(1)	確認	327
53252	(2)	確認通知	328
53253	(3)	解雇を無効又は不当とする命令、判決又は判定があった場合の 取扱い	328
53254	(4)	仮処分命令又は労働委員会の救済命令に基づき賃金が支払われた 場合の取扱い	329
53255	(5)	解雇を無効（原状回復を含む。）とする命令、判決、判定等により 2 の雇用関係が生じた場合の取扱い	329
53301-	3	解雇の効力等について争いがある場合の離職票の受理、失業の認定 及び基本手当等の支給	330
53350			

53301	(1) 離職票の受理	330
53302	(2) 失業の認定及び基本手当等の支給	331
53303	(3) 支給台帳及び受給資格者証等の処理	334
53304	(4) 条件付支給中の不正受給の取扱い	334
53305	(5) 本人の申出による条件付給付の取扱いから本給付の取扱いへの変	334